

# 公立大学法人長野県立大学利益相反マネジメントポリシー

## 1 目的

公立大学法人長野県立大学（以下「大学」という。）は、大学の使命としての教育研究活動や産学官連携を含む社会貢献活動（以下「研究活動等」という。）を積極的に進めている。その一方で、社会における役割の違いから、研究活動等を行う際に利益相反の問題が生じる恐れがある。大学は利益相反の弊害に適切に対応し、教育研究の健全かつ効率的な推進と社会的信頼を確保しなければならない。

そのためここに利益相反に関する基本的な考え方を利益相反マネジメントポリシーとして策定し、大学の役員及び教職員（以下「教職員等」という。）がこのポリシーに則り、大学が自主的に利益相反に対する基本姿勢と利益相反行為の防止体制を学内外に示すことを目的に、本ポリシーを策定するものである。

## 2 利益相反の定義

本ポリシーでは、広義の利益相反を利益相反マネジメントの対象とする。

<利益相反の概念図>



### (1) 広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反の双方を含むもの。

### (2) 狭義の利益相反

大学及び教職員等が研究活動等により得る利益（兼業に係る報酬、研究成果の実施料収入、株式等）と、教育研究という大学としての責務との間に相反（衝突・齟齬）が生じている状態をいう。

#### ア) 個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、教職員等個人が得る利益とその個人の大学における責務との相反を指す。

#### イ) 大学（組織）としての利益相反

狭義の利益相反のうち、大学（組織）が得る利益と大学（組織）の社会的責務との相反を指す。

### (3) 責務相反

教職員等が主に兼業活動により企業等（国、地方公共団体、独立行政法人、会社その他の営利企業又はその他の団体を含む。以下同じ。）に職務遂行責任を負っていて、

大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。

いずれの場合も大学及び教職員等が、組織的又は個人的な利益や企業等に対する責務を優先させて活動したと疑義を持たれた場合に利益相反の問題が生じる。

### 3 基本方針

- (1) 本学の使命である教育研究の責務を十分に果たしながら、教職員等が研究活動等を積極的に推進できるよう、環境整備を図る。
- (2) 本学は、研究活動等の推進を公正かつ効率的に行うため、教職員等の利益相反が生じることを未然に防止するための取組や利益相反が生じた場合に必要な措置を行うなど、利益相反マネジメントを実施する。
- (3) 教職員等は、研究活動等を推進する上で利益相反が起こらないよう努めることを責務とする。

### 4 利益相反マネジメント体制

- (1) 利益相反マネジメントに係る施策の策定や具体的事項に関する審議を行うため、利益相反検討会議を置く。
- (2) 教職員等からの利益相反に関する質問又は相談に対しての必要な助言又は指導を行うため、利益相反検討会議の下に利益相反アドバイザーを置く。

### 附 則

このポリシーは令和元年12月9日から施行する。